

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

ヒント

何を学ぶ

賢者の勉強法（プレジデントムック）という本があります。その中の40代の項で、経済学者・野口悠紀雄氏は、勉強をしよう、知識を身につけようと思ったら、「とにかくやってみること」これが何より大事。すぐに実行でき、習慣づけてほしい二つの方法を伝授します。一つ目は「毎日、新聞の1面から3面までの見出しをチェックすること」。二つ目は「わからない言葉を必ず検索すること」です。新聞の見出しは世間が何に興味を持っているかを知るのが目的です。言葉はすぐにインターネットで検索、わからないことはユーチューブ等で、地理的な情報はグーグルで。勉強の成果をブログにして指摘や反応を見ることも重要。

ヒント

税務

ミニガイド

申告所得税の納付については、振替納税（預貯金口座からの口座引落し）が可能です。事前に税務署及び希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書の提出が必要です。転居等により、納税地を所轄する税務署が変更となる場合は、変更後の税務署へ新たに振替依頼書の提出が必要となります。



河津桜(静岡)

角田展章/オアシス

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

□概要

この特例は、中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額を損金算入することができる制度です。

□対象となる法人

適用対象となる法人は、青色申告書を提出する中小企業者または農業協同組合等で、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人です。

平成31年4月1日以後に開始する事業年度における中小企業者とは、次のいずれかの法人をいいますが、適用除外事業者（その事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等）に該当するものは除かれます。

(1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

ただし、その発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を、同一の大規模法人に所有されている法人、3分の2以上を、複数の大規模法人に所有されている法人は除かれます。

(2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

□大規模法人

大規模法人とは、次に掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社は除かれます。

(1) 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

(2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人

(3) 大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある法人

(4) 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資の全部を直接または間接に保



○明石の蛸は立って歩くと評判です。強い潮流の中で育つので筋肉質なのです。1日に1～2度起きる潮汐現象によるものです。太平洋側が満潮になってもその潮は淡路島や佐田岬に邪魔をされて瀬戸内海が満潮になるのには5時間かかります。その時、太平洋側の海は既に低下し段差が生じます。明石、鳴門両海峡では急流が渦を巻き、蛸は力を使うのです。



有されている法人

□適用対象となる資産

この特例の対象となる資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）ですが、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

□適用を受けるための要件

この特例の適用については、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額について損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書(別表16(7))を添付して申告することが要件となっています。

□重複適用

この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできません。

取得価額が10万円未満のものまたは一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについても対象外です。

—平成30事務年度— 所得税の調査事績概要

実地調査件数は前年度比1.9%減の61万655件でした。

1.概要と特色 申告漏れ等の非違があったものは37万3880件(2.6%減)。申告漏れ所得金額は9,041億円で追徴金額は1,195億円でした。

特色としては、平成前半に主流だった重点業種の調査手法にとって代わり、「富裕層」「海外投資等」「インターネット取引」「無申告」の4つの重点取組に基づく管理と調査に移行したことです。特に富裕層と海外投資等のミックス案件ですと、1件当たりの増差所得や追徴税額もひところの5倍強となり、富裕層に対する申告漏れ所得金額は、過去最高になっています。

海外投資等については、海外からのCRS情報に基づく情報を効果的に活用した初めての調査事例も今回明らかにしています。CRS情報と

は、外国の金融機関等を用いた国際的な脱税および租税回避に対応するため、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に情報交換を行う制度です。2018年からスタートして、同年10月までに海外から55万件が収集され、今回の調査事績にも活用されています。

2.調査種類 ①実地調査(特別調査、一般調査)～高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に相当の日数を確保して深度ある調査を行います。②実地調査(着眼調査)～短期間で申告漏れ所得の把握を行う調査で資料情報や申告内容の分析を重視します。③簡易な接触～原則的に臨場せずに、文書や電話による連絡又は来署依頼による面接を行って申告内容を是正します。①～③の手法により限られた人員でバランスよく配分して調査を実施しています。

3.1件当たりの申告漏れ所得の高い業種 ワースト4は、昨年2位の風俗業が1位となり、1位だったキャバクラが2位、3位が昨年は高順位になかった経営コンサルタント、4位はシステムエンジニアとなっています。

ナマの税務相談室

Q 大分春めきましたがまだ寒い日が続きます。今日は債務免除の事案でご教示頂きたく参りました。

友人甲(51歳)は自分が経営している事業資金の円滑化のため、ご尊父の乙(80歳)から2,000万円を平成30年4月に借用いたしました。

借り入れ条件として毎年末に100万円を利息2%と共に返済するというもので金銭消費貸借契約書も作成いたしました。

平成30年末に第1回として75万円を支払いました。令和1年末には100万円を返済いたしました。

ところで残金は1,825万円存在しています。友人甲は色々考えて父からの借入金を相続時精算課税により贈与を受けて現在の負担を軽くしたいとの考えを私に相談して来ました。

先生の専門的立場からのご教示を賜りたいと思います。

債務免除による利益

A 承知致しました。ご友人甲さんが父君乙さんからの借入債務の免除を受ける利益が相続時精算課税の適用を受けることが

出来る財産に該当するかどうかの判断ですね。私は該当すると思います。相続税法は贈与により財産を取得した個人を贈与税の納税義務者とする旨を規定しています。

今回のケースは対価を支払わないで債務の免除により利益を受けた場合、その債務の免除により利益を受けた者がその債務の免除に係る債務の金額に相当する金額をその債務を免除した者から贈与により取得したものとみなす旨の明文規定があります。(相法8条)

ところで甲さんは乙さんの相続人ですから相法21条の9により相続時精算課税の選択の規定の適用を受ける事が出来ます。

Q 有難う御座いました。申告時にまたご相談させて下さい。

ナマの税務相談室

非課税の住宅貸付け と仕入税額控除

住 宅の貸付け事業は消費税の非課税事業です。住宅とは、人の居住の用に供する家屋をいいます。でも、人の居住の用に供する家屋であっても、必ずしも居住の用にのみ利用するとは限りません。非課税とされる住宅の貸付け事業は、家屋を居住用にのみ利用することを賃貸借契約において明確にしている場合に限られます。契約表示主義です。

た だし、居住の用にのみ利用するものであっても、住宅賃貸期間が一月に満たない場合、貸付けが旅館施設の貸付けに該当する場合など、一時的使用の性格の強いものは除かれます。なお、住宅用家屋の賃貸において、賃借人が自ら使用しないで転貸を前

提にするとの契約の場合においても、転貸先が居住の用にのみ利用することとしている時には、適用の範囲を拡げて、転貸前提の借主に対する賃貸は、非課税とされる住宅の貸付けに該当する、と消費税通達で示しています。

従 って、不動産管理会社への貸付けにおいて、その不動産管理会社に対して、転貸先を、居住用にのみ供する貸付けに限定するとの制約を付さない契約となっている場合には、非課税の要件を満たさないこととなり、消費税が課税されます。即ち、居住用非限定は課税です。逆に、住宅の取得後、不動産管理会社に賃貸する際、転貸先が居住用に限定されない契約になっ

ていると、貸主側の住宅の取得に係る消費税が控除可能になります。即ち、居住用非限定は控除可能です。

今 年度の税制改正大綱は、住宅の貸付けに係る契約において用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする、と言っています。契約書表示主義の形式主義を廃して、実質主義に転換するとしているわけです。

実 質主義への転換の結果、仕入税額控除制度の適用が出来るのは住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物に限る、と改めるようです。契約書上で居住用非限定なら税額控除可能だったという範囲を狭め、実質判定で非居住用限定との基準にしようとしています。

3月。桜には一寸早い。漂っているのは梅の香り。古今集時代、梅は色よりも香こそあわれと、そこはかとなく匂う暗香浮動、夜の梅、闇の梅がよく詠われた。「寝ぐるしき窓の細目や闇の梅 乙州」

3月は官公庁、学校等の業務年度の締めくくりの月ですが、税務も所得税、贈与税の申告期にあたり、年のうち最も忙しい月です。啓蟄5日、春分20日。



今から20年後、
あなたはやったことよりも、
やらなかったことに失望する。

(小説家 マーク・トウエイン)

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○2月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付
○昨年分の所得税確定申告	16日	○昨年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)
○昨年分の贈与税申告	〃	
○青色申告の承認申請 (それに伴う専従者給与届等の提出)	〃	
○昨年分の個人事業者の消費税申告	31日	○1月決算法人の確定申告
○1月決算法人の確定申告	〃	○7月決算法人の中間(予定)申告
○7月決算法人の中間(予定)申告	〃	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。